

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則 の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が施行されることに伴い、子の看護の際の休暇の取得事由の拡大、育児のための正規の勤務時間外勤務の制限の対象に係る子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るため、並びに職員に勤務時間を割り振らない日を設定できる措置の対象の拡大を図るため、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

(1) 子の看護休暇の取得事由の追加（第9条の2関係）

取得事由として、学校の休業等に伴う子の世話及び子の教育・保育に係る行事への参加を追加

(2) 正規の勤務時間外勤務の制限の対象となる職員の要件変更（第12条関係）

「3歳に満たない子のある職員」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改正

(3) 週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設定できる職員の拡大（第11条関係）

子の養育、要介護者の介護等を行う職員以外の職員についても、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設定できる旨を規定

(4) 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知等の義務付け（第15条・第16条関係）

ア 要介護者の介護を行う職員に対する仕事と介護の両立支援制度の周知及び制度利用の意向確認

イ 40歳になった職員に対する仕事と介護の両立支援制度等に関する情報提供

ウ 介護に関する研修等の開催、相談窓口の設置等

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第12号

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年3月25日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡哲也

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（昭和27年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休日) 第2条 職員の休日は、次に掲げる日（週休日（勤務時間を割り振らない日（第11条第4項及び同条第10項において読み替えて準用する同条第9項の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ。）に当たたる日を除く。）とする。 (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第11条第2項又は第3項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日が週休日に当たるときは、当該休日の直後の勤務日等（第11条第2項、第3項、第4項又は第9項）の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）（当該勤務日等が次に掲げる日のいずれかに当たるときは、当該勤務日等の直後の次に掲げる日でない勤務日等）。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、所属長が他の日にすることについて教育委員	(休日) 第2条 職員の休日は、次に掲げる日（週休日（勤務時間を割り振らない日（第11条第4項又は第3項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日が週休日に当たるときは、当該休日の直後の勤務日等（第11条第2項、第3項、第4項又は第8項又は第12項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）（当該勤務日等が次に掲げる日のいずれかに当たるときは、当該勤務日等の直後の次に掲げる日でない勤務日等）。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、所属長が他の日にすることについて教育委員

会の承認を得たときは、その日)

ア～エ 省略

(2) 省略

2 省略

(子の看護等の際の休暇)

第9条の2 子（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「勤務時間条例」という。）第8条の2において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）（別に定める子に限る。以下この条において同じ。）を養育する職員が、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして別に定める当該子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして別に定める事由に伴う当該子の世話を行うため、又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち別に定めるものへの参加をするため必要があると所属長が認定したときは、1年を通じて5日（当該職員の養育する子が2人以上の場合にあつては、10日）以内の期間中は、有給休暇とすることができる。

(勤務時間)

第11条 省略

2・3 省略

4 所属長は、職員（別に定める職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第2項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第1項及び第2

会の承認を得たときは、その日)

ア～エ 省略

(2) 省略

2 省略

(子の看護の際の休暇)

第9条の2 子（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「勤務時間条例」という。）第8条の2において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）（別に定める子に限る。以下この条において同じ。）を養育する職員が、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定める当該子の世話を行う

必要がある
ると所属長が認定したときは、1年を通じて5日（当該職員の養育する子が2人以上の場合にあつては、10日）以内の期間中は、有給休暇とすることができる。

(勤務時間)

第11条 省略

2・3 省略

4 所属長は、職員（別に定める職員を除く。以下この項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して

当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第1項及び第2

定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項

_____において同じ。) とすること。

(3) 省略

(4) 省略

6 定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る第4項の規定による勤務時間の割振りについては、別に定めるところにより、前項第2号本文及び第3号に定める基準によらないことができるものとする。

7 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として別に定める場合に係る第4項の規定による勤務時間の割振りについては、別に定めるところにより、第5項第3号に定める基準によらないことができるものとする。

定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第9項第2号において同じ。) とすること。

(2) 省略

(3) 省略

6 定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に7時間45分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る第4項の規定による勤務時間の割振りについては、別に定めるところにより、前項第1号本文及び第2号に定める基準によらないことができるものとする。

7 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として別に定める場合に係る第4項の規定による勤務時間の割振りについては、別に定めるところにより、第5項第2号に定める基準によらないことができるものとする。

8 所属長は、次に掲げる職員（別に定める職員及び育児短時間勤務職員等を除く。以下この項において同じ。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、第2項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間（次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき第2項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が第1項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子（別に定める子に限る。）の養育又は負傷、疾病若しくは

身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で別に定めるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする職員

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として別に定めるもの

9 前項の規定による週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 第2項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間）ごとにつき1日を限度とすること。

(2) 勤務時間は、1日につき4時間以上かつ12時間以下とすること。ただし、休日等については、7時間45分とすること。

(3) 月曜日から金曜日までの午前10時から午後2時までをこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とする。

(4) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定すること。

10 第6項及び第7項の規定は、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、第6項中「第4項」とあるのは「第8項」と、「前項第1号本文及び第2号」とあるのは「第9項第2号本文及び第3号」と、第7項中「第4項」とあるのは「第8項」と、「第5項第2号」とあるのは「第9項第3号」と読み替えるものとする。

11 第5項から第7項まで、第9項及び前項に定めるもののほか、第4項及び第8項の規定による勤務時間の割振りについては、人事委員会規則第11条の4、第11条の7及び第11条の10から第11

8 前3項 _____ に定めるもののほか、

第4項 _____ の規定による勤務時間の割振り等については、人事委員会規則第11条の4から第11条の7

までの例による。

9 所属長は、第2項又は第3項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第2項、第3項又は第4項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある4時間の勤務時間のみに割り振られている日以外の勤務日の始業の時刻から連続し、若しくは終業の時刻まで連続する4時間（以下「4時間の勤務時間」という。）の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

10 前項の規定は、職員に第4項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「を週休日」とあるのは、「を勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。

11 所属長は、週休日の振替等（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）

を行う場合には、週休日の振替等 を行う場合
後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日が毎4週間に
つき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等が引き続き24日を
超えないようにしなければならない。

条の12までの例による。

12 所属長は、第2項、第3項又は第8項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第2項、第3項、第4項又は第8項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある4時間の勤務時間のみに割り振られている日以外の勤務日の始業の時刻から連続し、若しくは終業の時刻まで連続する4時間（以下「4時間の勤務時間」という。）の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

13 前項の規定に基づく週休日の振替（以下「週休日の振替」という。）又は同項の規定に基づく4時間の勤務時間の割振り変更（以下「4時間の勤務時間の割振り変更」という。）を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行つた後において、週休日 が毎4週間に
つき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等が引き続き24日を
超えないようにしなければならない。

(1) 週休日の振替（第9項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務すること命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

(2) 勤務時間を割り振らない日の振替（前項において読み替えて準用する第9項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

(3) 4時間の勤務時間の割振り変更（第9項の規定に基づき4時間の勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

12 所属長は、週休日の振替等を
行つた場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければ
ならない。

（正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限）
第12条 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした
職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であ
る場合を除き、正規の勤務時間外の勤務（災害その他避けること
のできない事由に基づく臨時の勤務その他別に定める勤務を除
く。）をさせてはならない。

2・3 省略

4 前3項の規定は、要介護者（負傷、疾病又は身体上若しくは精
神上の障害のため介護を必要とする者で別に定めるものをいう。

以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合におい

14 所属長は、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を
行つた場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければ
ならない。

（正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限）
第12条 所属長は、3歳に満たない子のある職員
が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした
職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であ
る場合を除き、正規の勤務時間外の勤務（災害その他避けること
のできない事由に基づく臨時の勤務その他別に定める勤務を除
く。）をさせてはならない。

2・3 省略

4 前3項の規定は、要介護者

を介護する職員について準用する。この場合におい

て、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のための介護を必要とする者で別に定めるものをいう。以下同じ。）のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（勤務時間条例第12条第2項において親に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

（要介護者の介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条 所属長は、職員が当該所属長に対し、要介護者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告又は請求に係る当該職員の意向

て、第1項中「3歳に満たない子のある職員」とあるのは「要介護者

のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（勤務時間条例第12条第2項において親に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。		
2	所屬長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。	
	（仕事と介護との両立のための勤務環境の整備に関する措置）	
第16条	所屬長は、介護両立支援制度等に係る申告又は請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
	① 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施	
	② 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備	
	③ その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	
第17条	省略	第15条 省略
第18条	省略	第16条 省略

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後において改正後の技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第12条第1項の規定による正規の勤務時間外の勤務の制限に関する制度を利用するため、同項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子の養育に係る請求に限る。）をしようとする職員（技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則第1条に規定する職員をいう。）は、この規則の施行の日前においても、当該請求をすることができる。

議案説明

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が施行されることに伴い、子の看護の際の休暇の取得事由の拡大、育児のための正規の勤務時間外勤務の制限の対象に係る

子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るため、並びに職員に勤務時間を割り振らない日を設定できる措置の対象の拡大を図るため、この規則の一部を改正しようとするものである。